

「文部省往復」からみる明治初期の「大学」成立過程

玉井 建也

一 はじめに

近代教育史を考えるにおいて大学を中心とした高等教育の成立を無視することは出来ない。明治二（一八六九）年に近世期において存在した教育機関である昌平坂学問所を本校・南校・東校として改組し、その後、明治五（一八七二）年の学制により近代教育制度の整備が志向され、「大学校」が最高学府として設定された。学制での「大学校」をトップに据えた教育制度の中で設定された「専門学校」として、南校は第一大学区第一中学を経て、明治六年（一八七三年）に開成学校へ、東校は第一大学区医学校を経て、明治七（一八七四年）に東京医学校になり専門教育を開始している。明治政府により数年間という短いスパンで近世的な教育機関から近代的な教育機関への転換が志向されたことは少なくとも名称のレヴェルから理解することができる。この教育制度の転換期に関しては、『東京大学百年史』^{〔1〕}に述べられているほか、様々な研究にて言及されている^{〔2〕}。

これに対し、近世期の教育制度から「大学校」、そして近代教育へと移行していく明治初期において、制度だけではなく、組織および学生や教員などの構成員の社会的位置付けの具体相を追う必要性が存在する。したがって本稿では特に明治初期においては南校を中心として文部省との間で交わされた公文書を記録した『文部省往復』^{〔3〕}を中心史料として、制度が大きく変容していく明治初期において、南校および第一中学、開成学校の対応を具体的に検討していく。

二 『文部省往復』の史料性格

まずは『文部省往復』について説明をする。『文部省往復』は文部省が創設された明治四（一八七一）年以降、南校、第一番中学、開成学校、東京大学と文部省との間でやり取りされた文書をまとめたものである。名称は基本的には『文部省往復』であるが、『文部省及諸向往復』や『文部省往復及同省直轄学校往復』など収録され

ている内容によって変化している。また、これらの文書に東校、医学校、東京大学医学部と続く組織に関する文書は収められていない。これは南校および東校の系列が、明治一〇（一八七七）年に東京大学として合併して以降も、それぞれ別組織として運営がなされていることに依拠しており、明治一四（一八八一）年に別組織を統合する総理が創設されるまで続いた。収録されている文書は庶務関係が多く、昭和期の一部を除き黒布によって装丁され、簿冊としてまとめられている。年ごとにまとめられているが、文書量の多い年は甲乙丙丁と付され分冊されている。東京大学から文部省に宛てて送られた文書に関しては控え、もしくは草稿が収録されており、文部省から東京大学宛ての文書に関しては原文書が収録されている。総数としては国立学校設置法が制定された昭和二四（一九四九）年以前で二四八冊が存在し、内訳としては明治期一三〇冊、大正期二六冊、昭和期九二冊である。文部省側の史料は大正一二（一九二三）年の関東大震災により焼失してしまったため非常に重要な史料群であり、二〇一三年には東京大学史料室が所蔵する他の史料とともに重要文化財指定を受けている。

簿冊の内容は目次と文書本体とで構成されており、目次は後世に製作されたものである。目次は必ず作成されているものではなく、年によっては文書が収録されているだけの簿冊も存在する。また、目次の各項目には通し番号が記され、明治初期段階では達、准允、伺、上申、届、校内雑記など法令の形式を中心に分類されている（図1）。

図1 明治4年甲の目次

本文に使用されている紙は達などの場合は原文書であるため発行した組織の用紙が使用されている。文部省から発行された文書の場合は文部省の用紙になる。欄外には朱書きで大学側の受け取りの日時が記されている場合があり、また、受領の際の事務処理のため大学側の組織の押印（個人印）がなされている場合がある。この押印は「長」、「録」とされる場合もあり、その際は「長」、「録」の文字の横に責任者の押印がなされている。また、左側に目次で記された通し番号が同じく朱書きで書かれている（図2）。



図2 明治4年甲118（番号は通し番号）

これに対して、大学から出したものに関して原文書は文部省側に保管されるため『文部省往復』に収録はされていない。したがって収録されているのは写しであり、大学側の用紙が使用されている(図3)。ただし、「往復」と題されているように伺などで文部省に出され、許可申請が降りた文書に関しては文書の後半に朱書きで「何之通」のように朱書きされている場合がある(図4)。



図3 明治4年甲 375

このような形式は文部省往復が編纂される以前より確立されていたわけではなく、明治四年一月十四日に文部省から南校に出された書類には「旧大学之時(中略)書面多ハ往復書翰之体裁ヲ用、改正以来も同様ニ有之不相当之事」と書かれているように、学制の成立を持って文書の形式も成立していった¹⁾。しかしながらすぐに確立されていたわけではなく、同年には「総而本省伺等之書面者

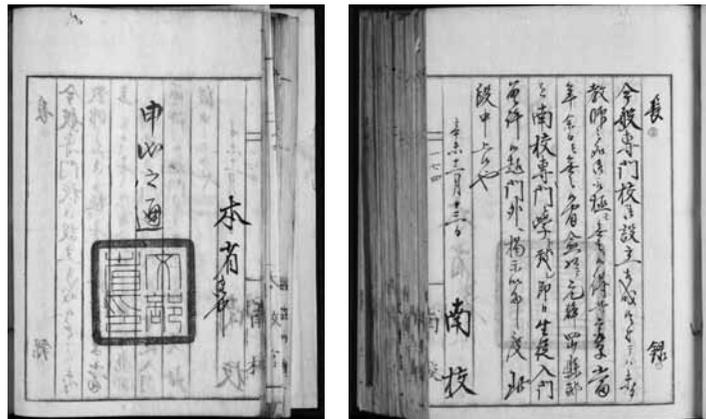


図4 明治4年甲 174。「申出之通」とかかかれている。

月日時附を嚴格ト相記シ可有事」とされているように書類の日時の記載も不明確であった⁵⁾。そして、明治四年段階において南校が記録・保管すべき編纂物としては次の様なものが挙げられている⁶⁾。

一日誌

校中一切之事件ヲ記ス

一 諸官省往復留

当校ト諸局ト往翰復翰ヲ、其俣綴込む、尤本省ノ分ハ別ニ綴込

一 諸願届書留

諸向願出之書付ヲ其俣綴込む

一 御布告留

政府之御布令等ヲ綴ル

一 本省往復留

当校ト本省トノ往復書翰ヲ其俣綴込

一 諸向済留

本省又ハ政府ヘ伺済ノ書付ヲ其俣綴込む

一 吟味済検印簿

局中一律吟味済承別検印ノ書也

右ノ外、別件書籍等ノ書簿冊ハ別ニ製作スベシ

一 布令案検印簿

右勤惰局持

一 拝免録

右官員ノ拜命・罷免達書全文ヲ記ス

一 職員簿

右は本職員ノ履歴ヲ記ス

一 生徒進退検印簿

右勤惰局持

ここに挙げられているように日誌から諸省とのやり取りの記録や職員録などが南校において記録・保存するものと認識されていた。「文部省往復」はここに挙げられている「本省往復留」のみを編纂したものというわけではなく、教職員の事例やその他の法令などを選出されて収録されている。また、明治六年には「当省日誌・諸規則類、以来三部と相廻候様相成候間、日誌之儀も三部ツ、与別紙ニ記載シ、廻達致」⁷⁾と書かれているように、それぞれ三部ずつ制作されていることが分かる。また同年には往復文書に関する書式として「先般自他往復文書式相達置候処、右書式猶区々相成候趣ニ付、以来、別紙ニ照シ往復文書可飽取扱」とし、一覽表(表1)を付与している⁸⁾。既述のように往復文書など「文部省往復」に収録されている文書の形式は当初より画一化されていたわけではなく、組織および制度の変化の中で、逐一確認し、示しながら作り上げられていった。

組織名	対応文言															
				承知候	致度	存候	御届申	有之度	相願申候	相伺申候	御答申候				申上候 差遣候	御中
正院																
左院・史 官・省・使 府	御院・御省	御使・御寮 御司	御府・御県 悉ノ名ヲキ テスルトキ ハ	承知候	致度	存候		有之度 及御依頼候	及御回答候	及御掛合候	及御問合候	申進候	為御心得	及御達候		御中
府県・督 学校・局 学校	其学校・其 局	其府・其県		承知候	可致	存候		可有之 及尋問候	及回答候	可相達	可取計 可伺出	為心得 可心得	相達候			
奏判官							同		同	同	同	同	同			某殿

表1：往復文書形式「文部省往復」明治6年丁573より作成

三 学生生活の整備

以上のように『文部省往復』の史料的安全性および形式に関して検討してきたが、では、内容記述に関してはどうかであろうか。明治初期段階では、学生たちは貢進生とされ、大学機関による入学試験などでの選抜ではなく、各藩がその石高に応じた学生数を推薦・選抜した。南校では明治四年のスタート時には各藩から三二〇名の貢進生を集めていたが、この貢進生という制度は、近代教育を志向されて作られたわけではなく、各藩の優秀者を集め、朝廷に利する人材を育成するという復古的な思想の中で形成されていった^①。このような中で貢進生たちは東京に集められ、学生生活をはじめっていったわけである。

各藩より参加した貢進生たちは当然ながら、それぞれの藩を背負って参加しており、「先づ其扮装を云はんに、静岡、佐賀、山口、など云へる多少當時に於て奏西文物の新空気に触れてゐる各藩の子弟は散髪を綺麗に分けて今の所謂高襟式の書生が多いが、此れに反して奥州出羽あたりの

山奥の諸藩、若くは山陰道、九州の果ての小大名の子弟などは引下髪を高く紫の紐で結び、背裂羽織に小倉の馬乗袴を穿き、腰には双刀を横へ、まるで芝居の武者修行のやうな風来^②と後に外務省にて活躍する齋藤修一郎が回想するように、服装という点からも文化的差異の大きい状況であった。そのため、齋藤が「学級を区分して十八組に分ち、英学の素養の最もあるものの、教科書はクエツケンブスの窮理学、其の次の二の組がウィルソンの萬国史、以下次第不動ありと云ふので十八組に終つてゐる」^③と述べているように学力の差異を埋めるべくクラス分けを行い、各クラスのレヴェルにあった内容の授業を行つていった。

その後、「今般学制致改革候二付、東南両校と茂、一先ツ致閉校候条、貢進生ノ承も、早々退校可為致候事、此分諸府県へ達ス」^④と書かれているように学制の変更により、貢進生もまた早々に廃止されることになった。しかし、貢進生を全員そのまま退学させるわけではない。

学校之生徒十中九分者藩士ニ有之候処、大概藩費ヲ以留学罷在候二付、今般廢藩被 仰付候二付而者、生徒不殘歸藩申付候、然ルニ生徒之中、学科相応ニ進歩致し候者不少、只今歸藩いたし候而者何れも半途ニして廢業ニ及び、且教師も数多御雇人ニ相成候処、生徒無之候而者教導不相立、殆有名無実ニ立寄候義、概歎之至ニ御座候、依之生徒之内学科相応進歩いたし、往々成業之見込有之候者は、其県江相達県費ヲ以修行出来候様不相成候而者、此末人才教育之途廢

止可致候、右之段至急御詮議之上何分之
御沙汰被下度奉存候也

辛未七月廿日 文部省

太政官 御中

これは明治四年七月二十日に文部省から太政官宛に出された書状の写し¹³であるが、廃藩置県により行政制度が大きく変容することを受けて、貢進生制度もまた廃止へと至る。しかし、ここで述べられているように貢進生制度の廃止はそのまま教育制度崩壊へと直結するため、優秀な学生に関しては県のバックアップにより再度の機会を与えようと検討を希望している。そして「今般学生改正ニ付、別紙人名一ト先退学申付置候処、別紙日割之通、試業之上、入学可差許」¹⁴とあるように、学業の優劣は試験を行った上での判断になった。既述のように貢進生は各藩から選抜・推薦されてきているがゆえに、逆にいえば各藩との結びつきは非常に大きい。したがって、この学制改正を機会として、南校が明治四年十月に文部省宛に出した書状の写しを見ると、「諸府県方生徒之義ニ付、願届等ハ惣而当校ニ於て取扱不致候半テハ事区々ニ相成、終ニ者不都合ヲ生シ可申存候、然而者以来生徒ニ関涉いたし候事件申出候節者、当校を直ニ御廻シ有之度候」¹⁵とあるように、これまで学生に対し個別に行ってきた連絡手段を全て南校で一括して取りまとめる旨を訴えている。

このようにして始まった南校であるが、学生生活を送るために組

織としての整備を行っている。その一つが書籍であり、理化学に関する機械類の準備である。

南校入学之生徒、學術遂而進歩、既ニ専門諸学科研究之地位ニも昇達セントスル勢ニ候処、同校御備之書籍・器械甚僅少ニ而、早設備之道不相立候而者、必ス差支候筋差起リ、是カため進歩之妨碍ヲ生シ可申、然而者今度欧州到着之上有名之器械家ニ依頼シ理學・化学機械等ヲ始メ學術使用之品ハ精密ニ遂穿鑿、別紙目録之品々尅通買整度、尤彼地ニ而教師御雇入、仮条約取詰候得ハ、其教師之見込ニ任せ、猶別種類之品も可有之ニ付、凡何千両位之見積ヲ以會計官より出金有之候様、且又後日報知次第彼地方直ニ輪送致シ候様申組置度候条、旁相候候也

辛未十一月 文部大丞田中不二磨

この田中不二磨の記述¹⁶に見られるように理化学に関する器具類や書籍が不足しているため、海外にいる専門家に購入を依頼、もしくは外国人教師として契約をした人物に購入検討を依頼することを考えている。これに対し、書籍に関しては次の様に述べられている¹⁷。

洋書之儀者是迄舶来之品も少ク且者高価之儀ニテ書生輩安易ニ難得有之、加之仮令得ルノ力アルモ急速之事ニハ難運、都合よりは是迄教官生徒共ニ官籍拝借取斗候処、追々損敗ニモ至リ候得者、時々新規

御買上ケ被致候而者不相成候処、何分式千五百金之握額中ニテ購ヒ候テハ高金之書籍十分御買上も難出来候条、自今官籍拝借之者ハ少分之拝借料為相納候様いたし度、左候得者新規御買上候分、一々補ヒモ相成、大ニ可然ト存候ニ付、此段相伺候也、

辛未六月十日 大学

弁官御中

特に学生にとつては洋書が高価であり、また手に入れられたとしても時間のかかるものであった。そのため教員および学生ともに書籍を南校から借りることをしていたが、書籍の貸出が多くなると劣化が激しくなり、新しい書籍購入のために拝借料の検討を企図している。このようにして学術環境の整備を行っていたわけであるが、それ以外に関して学生の生活環境も整備を行っていた。

当校寄宿生食物之儀、是迄之品ニテハ何分滋養相成候者無之故、漸々病人ノミ相増シ、終ニ廢学之徒不少候ニ付、別紙献立書ヲ以テ町人三四輩へ入札申付候処、築地小田原街田中喜三郎入札之分、安直ニシテ上品相撰ヒ候趣申出候条、先ツ添地寄宿舎丈ケ、右之者へ賄方申付度候、是段相伺候也、

辛未九月 南校

文部省御中

ここで述べられているように学術環境のみならず寄宿舎における

食環境の整備も行っていた¹⁸⁾。さらには「今般開校已後ハ生徒食物ニ牛肉相用候処、市港之牛肉ニ而ハ何分新鮮之品無之候ニ付、当校賄方福井数右衛門より校中ニ屠牛場取設ケ、自分手ニテ屠リ候牛肉相用度旨願出候、右者生徒之健全ニも関係致シ候事ニ付、今度困込相成候豊津泉旧邸之内、右之屠牛場為設立候」と南校が文部省に訴えているように新鮮な食材を揃えるために、牛肉処理のための場所確保を願ひ出ている。これに対し、文部省は「申出之通、然処牛肉之儀ハ東校ニおいても多分入用ニ付、同校配分之都合ニ御取計可有之候事」とし、東校の分も視野に入れつつ許可を出している¹⁹⁾。

四 教員の整備

南校から開成学校へと組織が変化していくなかで、学生たちも各藩が選抜・推薦してきた貢進生から、学制改正および廃藩置県と社会制度が大きく変容していくなかで試験選抜など変化していった。さらには学生の学術環境および生活環境の整備に力を入れていったことがわかる。では、それに対し、教員はどのような状況であったのであろうか。貢進生たちは雇外国人を中心とした教員たちから語学を中心に学んでいた。しかしながら「是迄、南校御雇教師ノ義、多クハ横浜辺在留ノ者ニテ教導順席不心得ノ者も有之、不都合ニ付約条期限後ハ可成米英等より適当ノ教師相控候様取斗²⁰⁾」と書かれているように、南校での教育がはじまった当初は決して優秀な教員ばかりではなかったことがわかる。そして、「教師を撰むハ後進開導之基本、教師其撰を得サルハ却而開化之緒端を乱し、其事拳らざる

ハ勿論之義ニ御座候、然処是迄南校教師御雇入之法疎漏にて、英九人・仏四人・独逸四人之内、中々二者横浜辺滞在之風来教師を以て、一時姑息之撰に充て動もすれば、教師免許之証書も無之、其学力我生徒ニたも劣り候者往々有之、或ハ其学力ありといへとも人物其撰に当らず、只開化之緒端を乱し候而已ならず、海外ニ対し御

国辱ニも可相成儀与奉存候間、其善悪之次第ニ応じ、追々雇替相成候様仕度、然而者今般理事官として洋行之命となし候を機会とし彼地ニ於て、夫々人物学力を探索精撰し、是迄御雇入相成居候輩御雇替料として仮条約取結ひ帰朝之節、相伴ひ候様仕度、此段奉伺候、尤人員且給料等ハ別紙見込之通御座候也」²¹と当時、文部大丞であつた田中不二磨が述べているように、「風来教師」が多かつた南校教員の雇ひ替えのため外国にまで足を運びながら探すことになつた。このようにして日本にやつてきた雇外国人であるが、彼らの行動、特に国内通行に関してはどうであつたのであろうか。

日本に滞在する外国人の行動が制限されたのは安政五(一八五八)年に締結された日米修好条約が最初である。これ以降、明治六・七年にかけて「内地旅行規則」が成立するまでは、公務のための移動を除いて、外国人は所定の居留地を除いて移動することができなくなつた²²。これに対し、南校の教員が国内を移動する際には、「御雇教師出行之節、付添護衛之もの儀者、教師一人ニ護衛一人ツ、与相心得、出勤人数之儀も同断之割合を以相詰可然哉奉伺候事」と移動や南校へ出勤する際には護衛が付けられ、さらにそれ以外の土地へ妻子と行く場合も「教師妻子共召連れ他出節も、付添ノもの増員

無之事」と増員せずに護衛をそのままにして対応している²³。また、具体的な規則も明示されている。

教師護衛規則

- 一 教師一人外出之時ハ、護衛一人を以テ限り与可致事
- 一 教師二人以上一同外出之時ハ、都テ護衛二人を限り与可致事
- 一 教師一人外出与二人以上一同外出ト二論ナク、昼間護衛を伴ハズ外出願之者ハ、勝手たるベシ、但途中不慮之事ありとも自招ノ禍と致す事勿論なり
- 一 教師陸行にて横浜へ罷越す節者、護衛各品川茶店迄護送シ、夫校中護衛屯所江引取るべし、預メ其帰着時刻定メ置候ハ、迎として同所迄護衛差出し、若刻限之定無之時者、護衛を送ラズ、尋常東海道旅行之外国人同様たるへき事
- 一 教師、一人又者二三の生徒を誘ヒ歩行間行等致し候節ハ、護衛実
に不用たり故に之を付ケサル事

以上

ここに具体的に書かれているように基本的に雇外国人に対しては護衛をつける決まりになつていた。この護衛に関しては南校が独自に設置したものであり、教師が横浜に行く際には、品川までは護衛が同道し、帰りの際は時間を決めて迎えに行くというシステムからも東京という一定範囲内の移動に関する規定であつたことがうかがえる。しかしながら、法的な規制があつたわけではなく、昼間の移

動に関しては護衛をつけないことも可能であり、何か起きた場合は「自招ノ禍」として処理されるものであった。これらの護衛の人員は基本的に大学が揃えるものであったが、明治四年に大学から弁官に出された書状を見ると「南校外国教師附添人二而護衛使都不足故、去ル十二月中外務省より別手組借受置候処、今度増人出来候余別手組返却いたし候」²⁴と書かれており、人員不足の場合は外務省に借りていたことがわかる。しかし、ここで想定されているのは東京内、もしくは東京と居留地のある横浜との間の移動だけであり、国内通行に関しては検討されていない。国内交通は全く行われていなかったわけではなく、規則上、外国人には認められてはいなかったが、学術研究や療養のためには出願があれば可能であった²⁵。

教師旅行之儀ニ付申上

外国教師東京内通行者開キ所へ兩人又ハ三人同行之節ハ護衛壹人差立来候処、今般休業中東京外へ旅行致し候ニ付而ハ、仮令兩人又ハ三人同行いたし候共、教師壹人江護衛壹人ツ、可差立候、右ハ或ハ病氣等ニ而半途方立戻候者も可有之、或ハ其先々ニ而立留候者も可有之事実、不都合候間、右之辺ニ而取斗申候、且教師之内護衛附添相断申出候ものハ相省キ可申、此段申上候也、

明治五年六月十一日 南校

本省御中

教師之内、仮令護衛附添相断候者有之候共、萬一不慮之儀有之候而

者不相成候間、押テ差添候様可取計事「文部省押印」

ここで明治五年に南校から文部省に出された書類²⁶に書かれているように、南校教師が東京外へ旅行する際には護衛をつけないと南校側は考えていた。しかし、文部省からは不慮の出来事への対応のために、外国人側が護衛を断つても、さらに重ねて必要性を主張するようにとしている。このように外国人の内地旅行制度が確立されるまでは、南校教師の国内移動は基本的には学校側から護衛が付けられる中で行われていった。なお、同年の外国人教師がどのような場所への旅行を希望していたかという点、フランス人マイヨとフォンテーヌは日光・熱海、アメリカ人のハウスとスコットは京都、ドイツ人のグリーフェン、フランス人のビジョン、デンマーク人のローゼンスタンは小田原、ドイツ人のクニンピンクは日光、イギリス人のホワイマーク、ドイツ人のシエンク、イギリス人のメイジヨルは日光から富士山、アメリカ人のウエーダルは神戸、アメリカ人のグリプイスは箱根・静岡・日光・富士山、イギリス人のホーリは富士・熱海・箱根、フランス人のグループイーは富岡、フランス人のレピシエは日光から富士であった²⁷。

五 住環境の整備

南校が整備していったのは、学生生活の環境や教員の整備だけではない。学生や教員が日々通い、勉強研究を行う校舎設備に関しても同様に整備していく必要が存在する。南校が存在した場所は、江

戸時代までは開成学校が設置されていた神田一ツ橋である。しかし近世から近代へと移行するにおいて、そのままの敷地を利用していったわけではない。廃藩置県以降、江戸に存在した多くの大名屋敷が政府によって没収されていき、それが様々な施設に転用されていった²⁸。この中で南校も新しい施設整備を行っていくことになる。

明治四年に南校から文部省に出された書状²⁹には「丸岡邸之儀二付、東京府書面御差廻シ致一覽候、然ル処右者困込相済次第、速ニ營繕差加へ生徒寄宿舎ニ可致積り、樞要必須之地ニ有之、加之困込地中央之場所故請取方延引いたし候而者外一同之手際ニも差響キ不都合不少候条、其込御亮察至急請取方相成候儀、御措置有之度、此段及御回答候也」と書かれており、旧丸岡藩の藩邸を寄宿舎にしたいため手續きなどを急いで依頼していることがわかる。同年十二月一三日に南校から文部省に出された書状には「有馬従四位邸御買上之儀申遣候処、右長屋者寄宿舎ニ相用住居向者何之用タル哉御問合之趣、右者長屋住居トモ寄宿又ハ教場ニ相用候積り」と書かれており、丸岡邸の邸宅だけではなく久留米藩主であった有馬頼威の邸宅も買上げ、寄宿舎もしくは教場としての利用を検討していた。この理由として同年十二月十日の南校から文部省への書状を見ると「当校添地之貢進生寄宿舎追々破損之ヶ所出来、殊ニ大風地震等之節者殆ト傾頽可致程様罷成、寒心不少候より、右手入之儀大藏省へ掛合、既ニ昨今營繕取掛りニモ可相成趣、承知致シ候、然ル処、右及掛合候以来追々時月相後レ随テ破損ヶ所モ益相増シ、当節ニ至り候而者、一通り營繕差加候トモ、又々不日手入不申候ハ、不相成者

必然与被存候間、右寄宿營繕之儀者見合候而、此度困込相成候有馬従四位邸長屋ヲ以テ生徒寄宿ニ致候ハ、万端都合も宜敷、且永久相保可申存知候処、右邸ハ有馬従四位私邸ニ有之候間御買上無之テハ不相成、然ルに前條取掛可相成營繕金ハ千八百両も申事に及聞候、左候得ハ右入用金を以て買上相成候得ハ、実ニ一挙両全と存候条、至急大藏省御掛合有之度、此段申進候也³⁰と書かれており、これまでは敷地内の寄宿舎を修繕していくことを考えていたが、既存の寄宿舎の建物の老朽化がひどいため、有馬邸の買上げを検討し始めたことがわかる。

明治五年二月二七日に南校から文部省に出された書状には「当校困込地内元豊津県表門通り長屋一ト棟、凡一尺三・四寸程モ相傾キ、其傾捨置候テハ大風等之節傾頽可致ト存候間、右御払下ヶ致シ、右代金ヲ以テ小破之ヶ所々造営差加へ候様取斗候積り御座候」と書かれ、文部省からは「売却相成候上ハ代価本省へ可致上納候事³¹」と返答があり了解されているように、周辺地域の整備も同様に進めていた。新しい組織になり、新しい設備を整備していく上で敷地は非常に大きな問題であった。特に近世期にはモザイク状に様々な家屋が存在していた江戸という都市を踏まえて南校を成立させるためには、そのモザイク状の土地を組み込む必要があった。したがって明治五年七月十三日に南校が文部省に対し、「残地之内表神保町之如キ者前後并表通り者御困込相済、偉少之場所相残り居候処、多ク者破屋・明地等ニテ取締向も不宜、且者学校ニ於ひて後來無量之不都合与可相成存候間、外残地之分者兎も角も御都合ニ任セ可然候得共、

前段場所之儀者、何れニも御囲込相成度存候」³²⁾と訴えているように、周辺地域の土地を囲い込み南校の利用できる土地にしようとする策していた。さらに、南校としての敷地周辺だけではなく「大学校」として相応しい土地を調査しており、同年五月に南校から文部省に出された書状では「大学校建築地所之儀、過日校長へ御相談有之候ニ付、教頭フェルベッキを始、教官・監事等同道ニ而所々見分及調査候処、当校近所囲込地所者湿地ニ而撰地ニ不至ハ言を俟たず、又今之本省地所如哉と検査ニ及候ニ本郷街道と堀端通路接近致し中間之中僅か一町半程之狭地ニ而無論御用地ニ不相成、又上野と着眼致し相考候処、既ニ過半以上者陸軍省之囲込地ニ相成、之ニ加るニ園圃余り繁華之地ニ而大学校之地坪与相占免難く候付、尚又駿河台及検査候ニ高燥にて恰も一囲城之形をなし地ノ利事として全備せざるなし、殊更天文台築造ニ至而者他之地之比する所ニ決す、旁以衆議決台ニ決し申候間、別紙朱引内大学校不援之御用地与御治定有之度、尤建物并坪数等別記差出候、且右地所之義ニ付フェルベッキ其他地所見分致候者之内建言相添、此段相伺候也」³³⁾と書かれており、フルベッキなどとともに南校周辺、本郷街道、上野、駿河台と東京各地を検討していることがわかる。

その後、既述のように南校は第一大学区第一番中学、そして開成学校へと名称が変更していく中、随時、学校としての設備の整備は行われている。明治六年二月一二日に第壹番中学から文部省に出された書状には「寄宿舎新築場所者丸岡并亀岡・高岡旧三邸跡江取設候様、兼而申上置候処、尚又衆議之上、地形・地質等ヲモ熟檢いた

し候処、当時体操場ニ相用候場所者、地形者前三邸ヨリ高燥ニシテ当学用地之由、一之土地柄ニ而寄宿舎取設候ニ、最モ適當之場所被存候、然而者右之場所へ新舎取建、体操場ハ旧静岡邸跡へ相移候得者、生徒出入之便利者勿論、加之追々人家稠密相成候近傍市街之火除地トモ相成、一挙両得之儀ニ付差向新築場所取替之儀不取敢申上候也」と書かれており、寄宿舎の新築のために用意していた場所と体操場として利用していた土地との交換を検討し、「書面何之通可取斗事」と文部省から許可を得ている³⁴⁾。

六 おわりに

近世から近代の転換期において教育制度もまた大きく変化していったかのように見える。しかしながら、既に指摘されているように明治十(一八七七)年に東京大学と改称されたが、名称のみの変更であり、実態には大きな変化がないとされている³⁵⁾。これは既述のように、明治初期の教育制度は貢進生を代表とするように名称や制度が大きく変化したにも関わらず近世期から地続きであり、且つ明治政府の「王政復古」的な側面を内包していたことも大きな要因として挙げられる。しかしながら、文化的・社会的な連続性だけではなく、断絶性・新規性もまた同様に存在する。そこで本稿では「文部省往復」を基礎史料として取り上げ、明治初期における近代教育、特に大学教育について考察を行った。

「文部省往復」は文部省と南校、第一番中学、開成学校などとの間で交わされた公文書を収録した簿冊史料である。内容は庶務関係

が多く、明治初期段階では達、准允、伺、上申、届、校内雜記など法令の形式によって分類されている。関東大震災により文部省側の史料が焼失してしまったこともあり、非常に貴重な史料群と言える。この「文部省往復」を見ると、明治初期における本格的な専門教育を始める上での試みを様々な側面から把握することができる。例えば、各藩の推薦・選抜を受けて進学してきた貢進生という存在も、廃藩置県以降は優秀者のみを試験によって残し、次第に大学組織によって管理されていく存在へと変化していく。また、彼らの学生生活もまた実験や研究で必要な器具類そして書籍類を学校側が準備し、且つ食生活にも気を配っている状況がわかる。

学生たちは主として外国人に諸外国の言語を学んでいたが、その教員もまた新しい近代教育においては整備の対象であった。時に「風来教師」と指摘されるほど、スタート時の教員たちは教育能力が低かったために、契約期間が過ぎた場合は継続せずに新しい人材を探す必要が存在した。また、その外国人教員が東京内部および国内を通行する際には学校側から護衛をつけていたが、これは学校独自の規則であり、法的に強制されているものではなかった。

このような人的存在に対する整備だけではなく、建築や土地というハード的な側面もまた拡充させる必要が存在した。近世期の教育施設からの連続性が存在するとはいえ、施設をそのまま利用しているわけではない。寄宿舎や教場などのために周辺区画の土地を購入し、活用していた。これは「囲い込む」という言葉の通り、モザイク状に散りばめられた近世的な都市構造を一つずつ組み込んでい

き、大学という目指す組織として大きく再構成する必要が存在した。そして、そのために旧来から使用している南校の所在地をそのまま利用し続ける必然性はなく、フルベッキらの調査によって東京各所が比較検討されている。

以上のように見てきたが、近世から近代へと移行する明治初期の数年間における南校および第一番中学、開成学校を検討した。様々な側面から学校組織を成立させるための環境整備が行われていたことがわかる。しかし、これらの細かい取り組みが、その後、どのように変化したのか、もしくは結実し得なかったのかについては考察する必要が存在する。また、また明治初期という短い時間軸のみで検討したため、より大局的な側面から事象を検討する必要もまた存在する。

註

- (1) 特に東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史一』（東京大学出版会、一九八四年）。
- (2) 例えば山住正己『日本教育小史―近・現代』（岩波書店、一九八七年）、天野郁夫『大学の誕生 上 帝国大学の時代』（中央公論新社、二〇〇九年）、吉見俊哉『大学とは何か』（岩波書店、二〇一一年）など。
- (3) 東京大学史料室所蔵
- (4) 「文部省往復」明治四年甲一一五

- (5) 「文部省往復」 明治四年甲五七〇
- (6) 「文部省往復」 明治四年甲六〇七
- (7) 「文部省往復」 明治六年乙二〇三
- (8) 「文部省往復」 明治六年丁五七二
- (9) 唐沢富太郎『貢進生 幕末維新期のエリート』(ぎょうせい、一九七四年)
- (10) 齋藤修一郎『懐旧談』(青木大成堂、一九〇八年、八五・八六ページ)
- (11) 齋藤一九〇八、八六ページ
- (12) 「文部省往復」 明治四年甲五六三
- (13) 「文部省往復」 明治四年乙二五五
- (14) 「文部省往復」 明治四年乙五九八
- (15) 「文部省往復」 明治四年乙二六四
- (16) 「文部省往復」 明治四年甲二一三
- (17) 「文部省往復」 明治四年甲二八〇
- (18) 「文部省往復」 明治四年甲二六三
- (19) 「文部省往復」 明治四年甲一六八
- (20) 「文部省往復」 明治四年甲一九五
- (21) 「文部省往復」 明治四年甲二〇九
- (22) これら明治初期の外国人の国内通行に関しては、広瀬靖子「明治初年の対欧米関係と外国人内地旅行問題一・二」(『史学雑誌』第 八三編十一号・十二号、一九七四年)、丸山宏「近代ツーリズムの黎明「内地旅行」をめぐって」(吉田光邦編『一九世紀日本の情報

と社会変動』京都大学人文科学研究所、一九八五年)、伊藤久子「明治時代の外国人内地旅行問題 内地旅行違反をめぐって」(『横浜開港資料館紀要』一九号、二〇〇一年)を参照のこと。

- (23) 「文部省往復」 明治四年甲二〇六
 - (24) 「文部省往復」 明治四年甲二二七
 - (25) 前掲伊藤二〇〇一
 - (26) 「文部省往復」 明治五年甲三〇一
 - (27) 「文部省往復」 明治五年甲五五四
 - (28) 安藤優一郎『大名屋敷の謎』(集英社、二〇〇八年)
 - (29) 「文部省往復」 明治四年乙三〇〇
 - (30) 「文部省往復」 明治四年乙三三八
 - (31) 「文部省往復」 明治五年甲二八四
 - (32) 「文部省往復」 明治五年甲二八九
 - (33) 「文部省往復」 明治五年甲四六一
 - (34) 「文部省往復」 明治六年甲八
 - (35) 前掲『東京大学百年史 通史一』四一五ページ。
- 〔付記〕本稿は平成二四年度科学研究費研究成果公開促進費「文部省往復を基幹とした近代日本大学史データベース」(大学史デジタ ルアーカイブ作成委員会、委員長吉見俊哉)による成果の一部である。
- (たまひ たつや 東京大学大学院情報学環附属社会情報研究資料 センター)